

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
1	全体	波村委員	具体的施策の内容や目標値が示されないと、審議会において議論が深まらないのではないかと。	説明理解	骨子案(たたき台)に対し、委員の皆様から多くのご意見をいただいているところであり、骨子案をご議論いただきながら、まずは、「第4次計画の基本的考え方」について、ご議論をお願いしたいと考えます。
2	全体	川越委員	策定経緯の内容については特に異論ありません。ただ、この経緯が公にできるのであれば文章を再検討された方がいいように思いました。	説明理解	計画自体に記載する予定はありません。意見照会を行ううえで、策定趣旨を示したものです。
3	第4次計画の全体構成	村山委員	全体構成で「危機管理的なものの方」をどこかに入れられたら如何でしょうか。新型コロナウイルス感染症拡大に代表される予期せぬ大災害等、防災のため危機管理能力アップと意識高揚のもと計画立案を実践活動すべきと思います。	骨子修正	ご意見を踏まえ、「第1章 3計画策定の視点」に「災害への対応」を追記いたします。
4	第1章 1 計画策定の趣旨	澤委員	本計画は環境行政にかかる範疇を扱うことに加え、持続社会形成に向けた、多様な政策分野との関わりを伴って推進する点を、表現として盛り込んでいただきたい。計画策定の趣旨囲み、下から2行目 例えば「SDGsの視点で、環境分野全般に関する施策の方向性を示すとともに、まちづくりや経済、教育への視座を含む計画」などの表現。	骨子修正	ご意見を踏まえ、計画の位置づけ中に「多様な分野と連携しながら計画を推進する」旨を追加します。
5	第1章 1 計画策定の趣旨	宮園委員	計画策定の趣旨の中に、「環境行政を取り巻く状況は大きく変化している」とありますが、いつと比べて大きく変化したと捉えているのかを明記された方がわかりやすいだろうと思います。	骨子修正	第3次計画(平成23年(2011年))策定時を起点としておりますので、その旨を追記します。具体的にはパリ協定や国連総会2030アジェンダ採択等です。
6	第1章 2 計画の位置づけ	川越委員	計画の位置づけの図において、7次総合計画と環境基本条例は同じレベルでよかったのでしょうか？	説明理解	環境基本条例と第7次総合計画は別次元であるものと考えています。
7	第1章 3 計画策定の視点	澤委員	②本市を取り巻く環境の現状と課題について、熊本地震の経験をふまえた、防災・レジリエンスをふまえた項目が必要と思料。	骨子修正	ご意見を踏まえ「災害への対応」を追加します。
8	第1章 4 計画の対象区域	澤委員	熊本市全域に加え、「都市圏」の考え方を加えてはどうか。 補足カッコ書きにて、 (熊本市域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行う。)とあるが、「環境問題」があるから広域連携ではなく、都市圏形成、政令市としての取組意識から、戦略的に環境政策のリーダーシップを発揮する考え方を明らかにする表現が必要。 (熊本市域内はもとより、都市圏の観点から広域的な環境政策を推進し、国や県、他の地方公共団体と連携した取組を行う。)等	説明理解	本項目は対象区域を定める事項であることから、原案どおりとします。ご意見の内容は、施策7-3の具体的な取組を検討するうえで参考とさせていただきます。
9	第1章 5 計画の期間	川越委員	5年目に見直しの機会を設けず、施策の進捗に応じてということは、p10に示されているように進捗状況を毎年チェックし、それを公にした上で見直しを判断するというところでよろしいですか？	審議会議論	条例改正時の答申を踏まえ、条例及び本計画において、見直し機会を設けることとしております。具体的には、計画の進捗状況を取りまとめるうえで、毎年環境審議会に報告を行い、その中で、計画の進捗状況の評価を頂くとともに、条例及び計画の見直しの必要性についても、ご意見を頂きたいと考えております。
10	第1章 5 計画の期間	高宮副会長	5年目の見直しと限定しないのは良いと思うが、このままだと10年間1度も見直しをしなくても済んでしまう。 「期間中少なくとも1度は見直しを行う」のような文言を加えたらどうか。 または「原則5年目を見直し時期とするが、施策の進捗状況や、、、」でも良い。	審議会議論	同上
11	第1章 5 計画の期間	鳥居副会長	「第4次計画においては、見直し時期を定めず、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う」とありますが、だれが、どのような判断基準で、委員会を開設して議論するのでしょうか。「適宜見直し」では、見直しはしないと考えられます。	審議会議論	同上

環境総合計画骨子案(たたき台)についての委員からのご意見及び対応方針 (令和3年(2021年)6月29日付け環政発第177号)

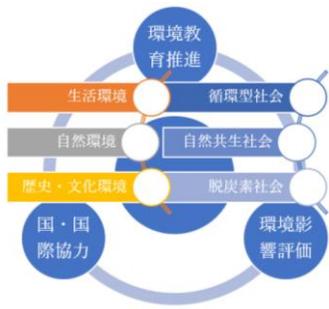
資料3

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
12	第1章 5 計画の期間	宮瀬委員	第4次計画においては、見直しの時期を定めず適宜行うとされていますが、第7次市総合計画が令和5年度までなので、それを受けて見直す時期を定めておいた方がよいのではないのでしょうか。	審議会議論	同上
13	第1章 5 計画の期間	阪本委員	基本条例の中では少なくとも10年・・・とありますが、刻々と社会環境が変化する中、計画にはKPIは必要ではないでしょうか。見直し時期(期間)は入れて頂きたいと思えます。必要に応じて見直すでは、見直さない可能性もあるということになりませんか？ 第3次熊本市環境総合計画の中の117・118ページの「計画振興管理」(毎年と5年毎)は第4次計画にも折り込んで頂きたいと思えます。	審議会議論	同上
14	第1章 5 計画の期間	村山委員	計画期間は10年間とありますが、5年間、10年間等それぞれのメリット、デメリットの再整理は如何ですか。 確かに情勢の変化に応じて、適宜見直すとありますから、事務局案通りで問題は生じません。ただ、コロナに限らず予測し得ない感染症拡大等地域社会へ甚大な被害をもたらす事象を懸念いたしております。 期間短縮で計画と実情との齟齬も少なくなるのでは？と思うところです。	審議会議論	これまでの計画期間が10年間であったこと、また条例においても10年を超えない期間ごとに見直す機会を設けることとしていることから、10年計画としております。 しかしながら、計画期間中においても、環境審議会の意見を伺いながら、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。
15	第2章 1 基本理念(目指す都市像)	川越委員	・理念の中の黒ポツ「・」とコンマ「、」に何か意味があるのでしょうか？あえて使い分けられているのでしょうか。理念をスローガンのものにするなら、書式も含めて考えられた方がいかがでしょうか。 ・前回の意見を踏まえ、基本方針に「まもる」と「つくる」を入れられたのは理解できませんが、そうすると、理念の方にもそれが分かる内容が必要では？例えば理念のどこかに「はぐくみ」や「はぐくむ」などの言葉を入れられてはいかが？いずれにせよ、理念のリズムがあまりよくない印象を受けました。	審議会議論	ご意見を踏まえ、「恵まれた環境を守り育み、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」に修正します。
16	第2章 1 基本理念(目指す都市像)	篠原会長	基本理念の中にSDGsの文言を入れた方がよい。 例)自然・歴史・文化の恵みを守り、活かし、未来につなぐグローバルなSDGs未来都市・熊本市	審議会議論	同上
17	第2章 1 基本理念(目指す都市像)	澤委員	基本理念において、「グローバル」というタームよりは、「サステナブル」のほうが時代に即している。 また、「まち」というのが、現在の政令市の規模や枠組みから考えた場合に、矮小化された表現と受け取った。 「サステナブルな都市 熊本」ぐらいの表現を提案したい(基本方針においても、目指す都市像 という表現もあることから)	審議会議論	同上
18	第2章 1 基本理念(目指す都市像)	泉委員	基本理念(目指す都市像)に異論ありません。その上で、「活かし」という部分について、地域循環共生圏やSDGsの趣旨を踏まえ、自然・歴史・文化の恵みといった地域の環境資源を活かして(環境を切り口に)地域の経済・社会の課題解決にもつなげていくといった考え方を盛り込んでいただけますと幸いです。	審議会議論	同上
19	第2章 2 基本方針	阪本委員	第2次計画では「長期目標が3つ」、第3次計画では「環境目標が5つ」と第4次計画では「基本方針が7つ」と表題(呼び方)が違っていくのは理由がありますか。今回からこれに決めるとか。	説明理解	各計画検討の過程で表題が決まっているものです。 第4次計画では、「目標」よりも「方針」の方がふさわしいと考え、「基本方針」としているものです。
20	第2章 2 基本方針	阪本委員	第3次計画では、自然環境(地下水、森林)が1番に来て、5-1で心地よい生活空間を作り、安全安心な暮らしを守る、でしたが、これは基本条例に沿って細分化され項目が増えて移動したということですか。	説明理解	ご意見のとおりです。 基本方針1～6は、条例第6条第1～6号に沿った項目としています。

環境総合計画骨子案(たたき台)についての委員からのご意見及び対応方針 (令和3年(2021年)6月29日付け環政発第177号)

資料3

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
21	第2章 2 基本方針	宮園委員	①「良質な生活環境をまもる」という表現では、今の生活環境がベストだからそれを維持するというメッセージに思え、違和感を感じます。3章の基本計画のなかで、土地の適正利用を図ることや公共施設を整備することが挙げられていますが、これらには、「まもる」という視点だけでなく、「つくる」という視点も含まれように思います。	審議会議論	ご意見を踏まえ、「快適で安全・安心な生活環境をつくる」に修正します。なお、今回のご意見を踏まえ、全体的に見直しを行います。
22	第2章 2 基本方針	宮瀬委員	①「良質な生活環境をまもる」については、「まもる」よりも「つくる」の方が良いと思います。現在の生活環境や自然環境が、果たして「良好」だと言えるのかという評価の問題とも繋がると考えます。	審議会議論	同上
23	第2章 2 基本方針	宮瀬委員	②「良好な自然環境をまもる」については、「まもる」よりも「つくる」の方が良いと思います。現在の生活環境や自然環境が、果たして「良好」だと言えるのかという評価の問題とも繋がると考えます。	審議会議論	ご意見を踏まえ、「恵み豊かな自然環境をまもり、育てる」に修正します。なお、今回のご意見を踏まえ、全体的に見直しを行います。
24	第2章 2 基本方針	澤委員	⑥「地球環境をまもる」は、「脱炭素社会をつくる」として、自然共生、循環型とならぶ社会像・都市像に引き寄せてはどうか。	審議会議論	第4次計画の施策体系は、改正条例案に沿った施策体系としております。地球環境問題は、「海洋汚染の防止」等のその他の課題もあることから、原案どおりとします。
25	第2章 2 基本方針	波村委員	⑦「横断的取組」を「重点施策」と位置付けるとのことだが、①～⑥よりも重点的に取り組むという意味でしょうか。そうでなければ「横断的施策」とした方がいいのではないか。(第3章には「重点戦略」があり、混同する可能性もある)	審議会議論	ご意見を踏まえ、「各方針をつなぎ横断的に取り組む」に修正します。なお、第3章 1 施策体系も視覚的にイメージできるよう修正します。
26	第2章 2 基本方針	鳥居副会長	⑦「横断的取組」を「横断的につなぐ取組」としては。	審議会議論	同上
27	第2章 2 基本方針	澤委員	⑦「横断的取組」について、SDGsの考え方をふまえると、「複合的」「同時解決的」なニュアンスが必要(とはいえ、表現としては横断的・複合的取組 ぐらいか)。加えて、3つのまもる、3つのつくるにならべて、「つなぐ」を表記してもよいのでは。	審議会議論	同上

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)
28	第3章 1 施策体系	澤委員	<p>6ページ、体系整理を俯瞰すると、 3つのまもる=基本的な環境保全に必要な施策群 3つのつくる=基本的な施策をかけあわせて実現、創出する社会、施策=横断的な取組に相当 これらをさらに複合的させて取り組む必要のある取組が、原案の横断的取組という考え方に整理できるのではないか。 すべてが並列ではなく、相補的、円環的な考え方。</p>  <p>ただし、原案の⑦横断的取組が、環境影響評価、環境教育、国等との連携と国際協力もってということが妥当か。どちらかといえば計画の推進基盤の強化に近いものと考えられる。 環境影響評価・・・政令市として、基本的な環境保全のセーフティーネット。 環境教育推進・・・中期的に本計画を推進する人材育成(多様な主体の断続的な掘り起こしと育成)。加えて、ESDの推進も必要。 国との連携や国際協力・・・国レベルでの政策動向や先端都市とのパートナーシップ、国際的視野に立った発信と連帯。</p> <p>ここに、あえて「つなぐ」、複合的、同時解決的な視点を加えるなら、地域経済や福祉、まちづくりとの複合的な取り組みによる環境保全の推進を盛り込むぐらいの視野が必要と考える。</p>	<p>審議会議論</p> <p>ご意見を踏まえ、「第3章 1 施策体系」を視覚的にイメージできるように修正します。</p>
29	第3章 1 施策体系	波村委員	<p>「施策」については、改正条例(案)と同じレベルの内容のみであり、審議会から意見を出しにくく、議論が十分にできないのではないか。 条例(案)第7条第2項の項目(目標・施策の方向(≒取組))についても、審議会での議論を踏まえた答申が必要ではないか。</p>	<p>説明理解</p> <p>条例改正をご審議いただく中で、これまで数多くのご意見を頂いており、これまでのご意見も踏まえながら、計画策定を進めております。令和2年度第3回審議会での諮問説明のとおり、まずは、計画の骨子を決めたうえで、施策毎の取組を盛り込んだ計画素案を作成したいと考えております。また、計画素案は、作成後、審議会へお示しいたしますので、あらためてご意見をいただければと考えております。</p>
30	第3章 1 施策体系	阪本委員	<p>また、第4次計画の1-1で公害防止とあるのは、基本条例に沿ってと思いますが、急に汚染度が高くなったとあります。印象が強かったので。</p>	<p>審議会議論</p> <p>公害に関係する大気環境等については、以下のとおりとなっており、急な汚染が広がっている状況にはありません。 ・大気環境基準:全国的に達成が難しい光化学オキシダントを除き、全て基準を達成 ・二酸化窒素濃度:大気環境基準を達成 ・PM2.5年平均値:H24年度以降年々減少 ・自動車騒音環境基準達成率:H22年度以降概ね達成</p> <p>印象が強いとのご意見を踏まえ、施策1-1の表現を「安全・安心な生活空間を確保する」に改めます。</p>

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
31	第3章 1 施策体系	高宮副会長	2-2「都市緑化を推進する」は、「つくる」ではないか。4の「自然共生社会をつくる」に移動したらどうか。	審議会議論	基本方針4自然共生社会は「自然環境(生物)」と考えております。ご意見を踏まえ、全体的に基本方針の文言を見直します。
32	第3章 1 施策体系	阪本委員	2-2「都市緑化を推進する」に関し、10年前の第3次計画1-2に「森の都」を守り育てるとあります。10年経った今年街なかの樹木の伐採を計画されていましたが、10年周期で作り、守り、伐採を繰り返す計画なのでしょうか。	説明理解	ご指摘の現街路樹再生計画では、道路の通行の安全性の確保の観点や維持管理費の増大の課題を抱えており、課題を解決する手法の一つとして樹木を伐採する計画となっています。
33	第3章 1 施策体系	宮園委員	基本方針5の「循環型社会をつくる」については、商品のライフサイクルを考えた取り組みが大切だろうと考えています。ここで挙げられている3つの施策は、製造・流通過程での廃棄物抑制やマテリアルリサイクルが含まれると考えてよろしいでしょうか。p.7の成果指標を見る限りでは、市民としての取り組みという視点のように思えます。	説明理解	様々な環境問題の解決にあたっては、市民・事業者・行政など、地域が一体となって取り組むことが重要だと考えております。委員ご指摘の取組は直接的には事業者の取組となりますが、本市といたしましても、市民・事業者に対し、廃棄物の抑制・リサイクルの推進など、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。
34	第3章 1 施策体系	篠原会長	5-3「廃棄物と資源を適正に処理する」について、資源を処理するという文言は違和感がある。例)廃棄物を適正に処理し、資源を効率よく使用する。	審議会議論	ご意見を踏まえ、基本方針5の施策を以下のとおり修正します。 5-1廃棄物の発生を抑制する 5-2資源の循環的な利用を促進する 5-3廃棄物を適正に処理する
35	第3章 1 施策体系	阪本委員	5-3「廃棄物と資源を適正に処理する」とありますが、元々廃棄物と資源は別物と思います。どこかに統合するか削除してはいかがでしょうか。理由があれば別です。	審議会議論	同上
36	第3章 1 施策体系	泉委員	6-2「気候影響変動に対して適応する」 →「6-2 気候変動影響に対して適応する」に修正が必要でしょうか。	審議会議論	ご意見を踏まえ修正します。 なお、本記載は、施策6-1「地球温暖化地策」の主な取組の1つとして、記載することとします。
37	第3章 1 施策体系	宮瀬委員	6-2「気候影響変動に対して適応する」→「気候変動の影響に対して適応する」に修正した方がしっくりするような気がします。	審議会議論	同上
38	第3章 1 施策体系	篠原会長	6-3「オゾン層を保護する」について、地球環境問題は環境省が9項目定めているが、オゾン層の保護のみを取り上げるのは違和感ある。なお、地球温暖化問題は、地球環境に最も影響がある問題なので、ここで取り上げることは問題ない。6-3は、削除 (1)地球温暖化、(2)オゾン層の破壊、(3)熱帯林の減少、(4)開発途上国の公害、(5)酸性雨、(6)砂漠化、(7)生物多様性の減少、(8)海洋汚染、(9)有害廃棄物の越境移動	審議会議論	ご意見のとおり、削除します。 なお、オゾン層の保護に関しては、施策5等の取組・具体的な取組において、記載を検討します(例:フロンなどオゾン層破壊物質の適正な管理・処分等)。

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
39	第3章 1 施策体系	村山委員	<p>第3章基本計画 1 施策体系(6p) 基本方針7「横断的取組」は、1～6までの各基本方針を横断的視野のもと、各項目の推進を図るものと思いますが、市民へは以下のイメージが分かり易いとおもいますが、如何ですか</p>	審議会議論	ご意見を踏まえ修正します。
40	第3章 1 施策体系	村山委員	<p>基本方針7「横断的取組」へ追加として7-4危機管理を加味した施策展開(仮)を提案いたします。 新型コロナウイルス感染症拡大は社会生活を営む人々へ大きな試練と課題を残しました。今後も予測できない大災害を見据え危機管理を加味した各施策が必要だと思っておりますが如何ですか。</p>	今後対応	コロナをはじめとする新興感染症は、土地利用の変化等に伴う生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化にも深く関係していると言われているため、この点も踏まえ、素案作成の中での記載を検討します。
41	第3章 2 達成指標	阪本委員	<p>達成指標について、結果を見ると市民は街中に緑が多いと感じていないことからして同様の「良好な環境が守られていると感じる市民の割合」で良いと思います。</p>	参考	ご意見のとおり原案どおりといたします。
42	第3章 2 達成指標	川越委員	<p>成果指標全般について、施策項目・内容と成果指標との関係がよく分かりません。(例えば、施策1-3, 1-4, 2-3, 4-1, 4-2の成果指標はそのままいいのか。施策3-3に至っては意味がわからない)</p>	今後対応	<p>具体的な指標項目は、今後、取組・具体的な取組を検討する中で、今回のご意見を踏まえながら、検討してまいります。 なお、第3次計画と同様に施策毎に成果指標を原則1つ、また成果指標を補完する指標として取組毎に参考指標を設定することを想定しておりました。しかしながらご指摘のとおり、成果指標1つだけでは各施策全般を網羅する指標の設定は困難であることから、再検討いたします。</p>
43	第3章 2 達成指標	宮瀬委員	<p>成果指標全般について、施策と主な取り組み、その成果指標の整合性について、慎重にご検討頂きたいと思っております。 例)1-4青少年の健全育成 成果指標が青少年センターの活動実施数で良いのか？</p>	今後対応	同上
44	第3章 2 達成指標	原島委員	<p>施策1-1「公害を防止する」の指標「大気環境基準達成率」は大まか過ぎないか。PM2.5は対応困難。大気であれば、排ガス由来の公害に焦点を当て、例えば光化学オキシダントの状況改善を測れる指標にしてはどうか。バスが真っ黒な煙を吐いていることがあるなど、対策の余地があるように感じられる。</p>	今後対応	同上
45	第3章 2 達成指標	原島委員	<p>施策1-3「都市景観を保全する」の指標「地域の特色あるまちなみに関する満足度」は曖昧。市の努力でできることが明確でない。熊本市は都計法33条5項の景観にかかる開発許可基準を定めていないので、そうした取り組みを促進する指標にできないか。さもなければ、景観づくり市民団体の活動に関する指標など、景観条例に引き付けた指標にしてはどうか。</p>	今後対応	同上
46	第3章 2 達成指標	原島委員	<p>施策1-5「公共施設を整備する」の指標「渋滞時における自動車の平均走行速度」について、渋滞時に限定しているのがなぜなのか、教えて下さい。渋滞を解消しても渋滞時の速度は変わらない気がするのですが。</p>	今後対応	同上

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
47	第3章 2 達成指標	宮園委員	施策1-5「公共施設を整備する」ことへの取り組みの中に、自転車利用環境の向上が挙げられています。この実現には、自転車利用者に対する交通ルールの徹底や手信号の普及、フットパスや駐輪場の整備など様々な対策が考えられると思います。成果指標には自動車のことのみが反映されていますので、自転車利用環境の向上についても成果指標の一つとして検討してはどうかと思います。	今後対応	同上
48	第3章 2 達成指標	宮園委員	施策1-5「公共施設を整備する」の指標には自動車のことのみが反映されていますので、自転車利用環境の向上についても成果指標の一つとして検討してはどうかと思います。	今後対応	同上
49	第3章 2 達成指標	阪本委員	1-5公共施設を整備する…自動車だけでなく、自転車や公園の指標も入れて頂ければと思います。	今後対応	同上
50	第3章 2 達成指標	原島委員	施策2-1「森林と緑地を保全する」の指標は、緑視率よりも森林保全に関する指標が適当。	今後対応	同上
51	第3章 2 達成指標	原島委員	施策2-2「都市緑化を推進する」の指標は緑視率が適当。市民の「感じる」割合は主観的かつ政治的。	今後対応	同上
52	第3章 2 達成指標	阿部委員	施策2-3「地下水や河川を保全する」の指標について、「地下水の質と量の保全、河川の水質保全」という取り組みについて、なぜ「市民1人1日当たりの生活用水使用量」という指標で評価できるのかが理解できませんでした。使用量は多いほうが良いのか、少ないほうが良いのか？それはなぜなのか。 また、河川や地下水は、熊本市民の直接の努力で改善できる部分以上に、上流域の市町村の協力が重要なはずであり、取り組みや指標にその点も考慮すべきではないか？	今後対応	同上
53	第3章 2 達成指標	原島委員	施策2-3「地下水や河川を保全する」の指標について、かなり以前から節水目標が掲げられており、また節水に省エネ効果が期待されるのは承知しているが、熊本市の人口が減少に転じた。そもそも市民意識の問題なのか統計上やや疑問あり。市民に一段の取組みを求める指標よりも、改めて地下水保全に焦点を当て、涵養量や水質を指標にするのが、長期的に見て適当。	今後対応	同上
54	第3章 2 達成指標	原島委員	施策2-4「自然景観を保全する」の指標について、特別緑地保全地区は、純粋に自然景観を保全する制度ではなく、都市生活利益の促進とセットなので、相応に要件が厳しく大掛かり。大きな仕組みを動かして全市で1つ2つ指定することにとられると、同地区の要件を満たさないが点在する自然景観が失われていく。景観条例に根差した指標が適当。	今後対応	同上
55	第3章 2 達成指標	原島委員	施策3-1「文化財等を保存し活用する」の指標について、公開を促進することは保存と対立することもあり、慎重が必要である。指定件数の積み上げが先決ではないのか。学界では市民による指定申請制度も提案されている(越智敏裕2020)。また、一般に政令市は県に比べて文化財保護の行政態勢が整っていないが熊本市はどうか。文化財保護指導委員の設置とその活動を促進する指標が適当と考える(巡視回数等。また研修人数など人材育成面でも考えられないか)。	今後対応	同上

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
56	第3章 2 達成指標	原島委員	施策3-3「文化活動を推進する」の指標について、文化活動を支援すること、それに「親しむ」市民の数とが連動する必要はないように思われる。これを指標とすると、多くの市民を集める文化活動が支援され、相対的に少人数の文化活動が衰微する懸念。文化の多様性に配慮すべき。支援件数(相手先数)などの指標が適当。	今後対応	同上
57	第3章 2 達成指標	高宮副会長	施策4-1「生物多様性を保全する」の指標「指定外来魚の割合」では、種数の割合なのか、個体数の割合(あるいは一定範囲の重量?)なのか不明瞭。できることなら絶滅危惧種の保全に成果が得られる成果指標ができないか。種が維持できているか、定期的な再調査を行っているかなど	今後対応	同上
58	第3章 2 達成指標	高宮副会長	施策4-2「生物多様性の恵みを持続的に活用する」の指標は、7-2が適切ではないか。4-2では生物多様性を活かした農林水産業の成果指標などが望ましい。	今後対応	同上
59	第3章 2 達成指標	泉委員	施策6-2「気候変動に対して適応する」の指標として「地球温暖化防止推進員が実施する地域の普及啓発活動の参加者」なども考えられるでしょうか。また、気候変動適応に関する成果指標につきましては、現在進められている政府の気候変動適応計画の見直し作業においても論点の一つとなっております。今後、本施策の成果指標の設定に当たり、政府計画も参考としていただければと思います。	今後対応	同上
60	第3章 2 達成指標	泉委員	前回の審議会でもご意見申し上げましたが、今回の「計画策定の趣旨」や条例改正案を踏まえると、市民・事業者の参画と協働といった点については、基本計画の施策(7-3国等との連携と国際協力に取り組む)において、具体的な取組の設定が必要ではないでしょうか。	骨子修正	ご意見を踏まえ、施策7-3の主な取組に「市民や事業者との参画・協働」を追加します。
61	第3章 2 達成指標	泉委員	前回の審議会でもご意見申し上げましたが、今回の「計画策定の趣旨」や条例改正案を踏まえると、市民・事業者の参画と協働といった点については、基本計画の施策(7-3国等との連携と国際協力に取り組む)において、成果指標の設定が必要ではないでしょうか。	今後対応	具体的な指標項目は、今後、取組・具体的な取組を検討する中で、今回のご意見を踏まえながら、検討してまいります。なお、第3次計画と同様に施策毎に成果指標を原則1つ、また成果指標を補完する指標として取組毎に参考指標を設定することを想定しておりました。しかしながらご指摘のとおり、成果指標1つだけでは各施策全般を網羅する指標の設定は困難であることから、再検討いたします。
62	第3章 3 基本方針の達成に向けた施策の展開と重点戦略の実施	鳥居副会長	成果指標や参考指標のR13の「目標値」はどのように検討して設定されるのでしょうか。目標値を高めに設定した場合、その達成に向けた市民への取り組みは大変になります。この目標値の設定については、悩ましいと思われます。	今後対応	ご指摘のとおり、適正な目標値を設定するためには綿密な見込みが必要であると考えています。施策を行う関係課とも協議のうえ、素案作成の段階で目標値を設定するとともに、審議会へお示しいたします。
63	第3章 3 基本方針の達成に向けた施策の展開と重点戦略の実施	阪本委員	同意します。	参考	—
64	第4章 1 本計画とSDGsの対応	高宮副会長	SDGsのゴールアイコンも随分普及してきたように思うので、イメージ①の方が直感的にわかりやすいと思います。	今後対応	素案を作成する中で、全体構成を加味しながら、検討してまいります(現時点では、イメージ①の方向で考えております。)
65	第4章 1 本計画とSDGsの対応	原島委員	たたき台を見ないと意見できない。視覚的な印象が重要なので。	今後対応	同上

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
66	第4章 1 本計画とSDGsの対応	澤委員	ゴールの星取表スタイルでの関連性整理も一つの手法であるが、本計画が重点的に掲げる取組をピックアップして、それらが複合的に貢献するゴール群についての見せ方を工夫してもよいのではないか。	今後対応	同上
67	第4章 1 本計画とSDGsの対応	澤委員	7、8ページの達成指標と、SDGsの指標(インディケーター)の関連性についても視野にいれるべきでは。すべての指標がSDGsインディケーターに接続されるわけではないが、関連性をとることで具体的なSDGs達成への貢献を明らかにできる。	今後対応	同上
68	第4章 1 本計画とSDGsの対応	宮瀬委員	意見ではないのですが、第4次計画が2031年度までなので少し気になるようです。(SDGsは2030年までの目標)	参考	計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜計画の見直しを行います。
69	第5章 1 推進体制	川越委員	p.4の見直しに関連すると考えてよろしいですね？ 5年目に見直しの機会を設けず、施策の進捗に応じてということは、p10に示されているように進捗状況を毎年チェックし、それを公にした上で見直しを判断するということがよろしいですか？	説明理解	ご意見のとおりです。今後は、市民アンケート結果や成果指標の達成状況等を踏まえ、年次報告書を作成し、環境審議会に計画進捗の評価をお願いしたいと考えております。 また、計画の進捗の評価と合わせて、条例及び計画の見直しの必要性についても提言頂く機会にしたいと考えております。
70	第5章 1 推進体制	阪本委員	具体的案はありませんが、市民と各主体の参画・協働・連携の取組が出来て市民の関心が高まると良いと思います。	参考	骨子案(たたき台)に記載の各主体との参画・協働・連携については、施策の立案段階から実施する旨を計画に記載することで、実効性の担保としたいと考えます。
71	第5章 1 推進体制	宮園委員	多様な主体との参画・協働・連携のなかで想定される主体の中に、大学等の教育・研究機関も加えることを検討されてはどうかと思います。熊本市には、熊本大学、熊本県立大学等、環境問題に関する専門的知見を持つ大学がありますので、本件計画の推進のために有益かもしれないと思います。	骨子修正	ご意見を踏まえ、多様な主体のなかに、「大学等の教育・研究機関」を追加します。
72	第5章 1 推進体制	原島委員	毎年度の市民アンケートが必要か疑問。これまで結果分析が審議会に報告されていたらどうか(欠席時や聞き逃しであったらすみません)。データを取るだけではPDCAのCとは言えない。経費は小さくないであろうし、アンケートに答える市民の労力も無駄になる。PDCAの中に位置づけられないまま漫然と実施するのは不誠実。これまで回収してきた市民アンケートをどう分析してきたのか、今後どう活用していくのかを環境総合計画に記載すべき。	骨子修正	第3次計画においては、市民アンケート結果等により庁内において毎年点検評価を行い、新規施策の検討等を実施しておりました。 第4次計画においては、庁内での把握・評価に加え、環境審議会へ進捗状況の年次報告を行うこととし、check体制の強化を図りたいと考えております。ご指摘を踏まえ、(3)計画の外部評価体制・進捗管理のPDCA中にアンケートに関する記載を追記します。
73	第5章 1 推進体制	泉委員	【質問】 計画に位置づけられた施策を推進する上で、庁内他部署との連携・協力は必要不可欠かと存じます。この点、推進体制において、他部署との連携・協力をどのように確保・促進するのか、ご教示いただけますと幸いです。	骨子修正	年に1回の施策の進捗状況の検証の段階で、計画の推進状況を庁内の関係課と確認しながら進めてまいります。
74	第5章 1 推進体制	澤委員	(2)多様な主体との参画・連携・協働について、環境分野を基軸とした施策に関連をもつ他分野(まちづくり、福祉、経済、土木など)との横断性についても盛り込んでいく必要がある。	今後対応	他分野との連携は重要と認識しており、第5章1の推進体制に他分野との連携を記載しております。 具体的な内容は、これまでのご意見を踏まえながら、素案作成時に検討してまいります。
75	第5章 1 推進体制	澤委員	(3)計画の外部評価体制・進捗管理アンケートによる市民意識の把握を手法としているが、もう少しコミュニケーション型の手法を取り入れることはできないか。 特定の声の大きな人や団体に左右されることは望まないが、区ごとのタウンミーティングのような手法や、SDGs推進主体と目されるプラットフォームを介した意見交換など、既存の枠組みも活用した動的な評価が、多様な主体の巻き込みにもつながると考える。	参考	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面・コミュニケーション型の開催が難しい状況となっております。今後、市民意識の把握については、実施方法など検討してまいります。

No.	該当項目	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.7.28時点)	
76	関連資料 環境基本条例の改正(新旧対照表)	波村委員	(参考意見) 条例第6条に(4)～(6)が追加されているが、(3)文化の後に、(5)循環社会(6)地球温暖化対策とされているが、(3)の前がいいのではないか。 (3)を(6)とし、その前に今の(4)～(6)とするのがいいのでは。 (3) 自然共生社会の構築 (4) 循環型社会の確保 (5) 地球環境の保全 (6) 歴史的及び文化的環境の確保	説明理解	条例改正案においては、環境審議会及び庁内の審議(政策会議)を経て、改正内容を取りまとめており、現時点での変更は考えておりません。 しかしながら、現在、パブリックコメントを行っており、今回のご意見部分に関し、市民意見の提出がありましたら、ご意見を踏まえながら、検討を行うこととします。
77	関連資料 本市を取り巻く環境の現状と課題	中田委員	「包摂性のある」という表現はSDG憲章の直訳ですか。「包容力のある」でも代用できるなら、そちらの方が市民は温かみと親しみを感じるように思います。	説明理解	持続可能な開発のための2030アジェンダ(仮訳)の文言を引用しておりますので、原案どおりとします。
78	関連資料 第3次環境総合計画の振り返り 環境目標2 くまもとの風土を活かした都市をつくる	中田委員	「地域の特色あるまちなみに関する満足度」は、他の項目と異なり過去3年間のデータのみ表記で急激に低下しています。考えられる理由はありますか。	説明理解	市民アンケートにて、過去3年のデータのみしかないので、本指標のみこのようなグラフになっています。 これまでも歴史的建造物の保存や、眺望景観の保全に取り組んできましたが、実績値は平成30年度から年々減少しています。これは、景観形成に関する普及啓発が十分に行われず、市民の関心が低いことが原因の一つだと考えられます。 第4次計画では、景観教育等を通じて、景観形成に対する市民の関心を高め、自発的な取組を促進していきたいと考えています。
79	関連資料 第3次環境総合計画の振り返り 中目標ごとの達成状況と課題	中田委員	成果指標の「基準値」の算出法は？また、達成状況のA～Eのランク付けは、基準値・目標値・実測値を元にどのような式で求め、評価したのですか。	説明理解	成果指標の達成状況や主な取組や成果を勘案し評価しております。
80	自由意見	川越委員	自分の専門分野に関してで恐縮ですが、地下水保全に関連して、“湧水“に関する取り組み(江津湖だけでなく)、主に環境教育的なものになるとは思いますが、もしご検討いただけましたら幸いです。	参考	ご意見を踏まえ、検討してまいります。
81	自由意見	阪本委員	令和元年7月に「SDGs未来都市」に選定されたことを熊本市民の何%が知っているのでしょうか。選定されたことを多くの市民が知り、誇りを持って協力して貰いたいし、また知ることによって何かしら意識はすると思いますが、どれくらいの啓発が出来ているのか、できていなければ啓発して頂きたいです。	参考	本市では、令和元年(2019年)7月に「熊本市SDGs未来都市計画」を策定し、全庁的にSDGs施策の推進に取り組んでいるところです。今後も引き続き、市民への普及啓発を含め、SDGs施策の推進に努めてまいります。
82	自由意見	阪本委員	熊本市には23の山があります。「森の都」「水の都」を守ることは近隣の山(森林)をどれだけ守れるかにもかかっていることだと思います。 森林は大雨が降っても土の中に蓄えることで洪水を防いでいます。 市街地の樹木や植物は大気汚染や騒音を防ぎます。など多くの恩恵を私達市民に与えてくれます。この自然環境は守って行くべきことだと思います。	参考	本計画の施策として、記載するとともに、引き続き「森林保全」に取り組んでまいります。
83	自由意見	澤委員	全体として、経済分野の巻き込み、連携についての考え方、記載が弱い。 金融やESGありきではないが、環境保全推進には企業、事業者の積極的な行動が不可欠であり、そうした意識・方向性で経営に取り組む主体も増えている。	今後対応	他分野との連携は重要と認識しており、第5章1の推進体制に他分野との連携を記載しております。 具体的な内容は、これまでのご意見を踏まえながら、素案作成時に検討してまいります。